

(参考)

会津美里町訓令第8号

本 庁 機 閣

会津美里町振興計画策定本部設置要綱を次のように定める。

平成21年6月1日

会津美里町長 渡 部 英 敏

会津美里町振興計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 会津美里町振興計画策定事務の円滑な推進を図るため、会津美里町振興計画策定本部（以下「本部」という。）を置く。

(組織)

第2条 本部の組織は次のとおりとする。

(1) 計画策定委員会

(2) 計画調整会議

(3) 施策別分科会

2 本部に本部長、副本部長を置く。

3 本部長は副町長をもって充て、副本部長は総合政策課長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第3条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(計画策定委員会)

第4条 計画策定委員会（以下「委員会」という。）は、本部長、副本部長及び委員をもつて組織する。

2 委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 課長

(2) 事務局長

(3) 会計管理者

(4) 支所長

(5) 教育次長

3 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 振興計画の原案の決定に関すること。

(2) 振興計画の策定方法に関すること。

(3) その他振興計画の策定に関し必要と認めること。

4 委員会は、本部長が必要に応じ招集し、会議の座長となる。

5 本部長は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

6 本部長は、振興計画の原案を決定したときは、当該原案を庁議に報告しなければなら

(参考)

ない。

(計画調整会議)

第5条 計画調整会議（以下「調整会議」という。）は、副本部長及び委員会の委員が推薦する者をもって組織する。

2 調整会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 振興計画の基本構想の原案の作成に関すること。
- (2) その他振興計画の策定に関し必要と認めること。

3 調整会議は、副本部長が必要に応じ招集し、会議の座長となる。

4 副本部長は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 副本部長は、所管する原案の作成を終了したときは、当該原案を委員会に報告しなければならない。

(施策別分科会)

第6条 施策別分科会（以下「分科会」という。）は、本部長が指名する分科会長及び分科会員をもって組織する。

2 分科会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 所管する施策の基本計画及び実施計画の原案の作成に関すること。
- (2) その他振興計画の策定に関し特に必要と認めること。

3 分科会は、分科会長が必要に応じ招集し、会議の座長となる。

4 分科会長は、必要があると認めるときは、第1項に掲げる者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

5 分科会長は、所管する原案の作成を終了したときは、当該原案を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。